

# GPS 電子監視によるストーカーと 犯罪被害者の安全確保

太 田 達 也

- I ストーカーと犯罪被害者の安全・安心に対する脅威
- II 韓国におけるストーカー対策立法
- III 韓国の犯罪者電子監視制度
- IV 電子監視による犯罪被害者保護制度
- V ストーカーと犯罪被害者の安全確保の必要性と課題
- VI 制度に向けた議論の必要性

## I ストーカーと犯罪被害者の安全・安心に対する脅威

我が国では、つきまとい等のストーカーが社会問題化するなか、女性がストーカー化した元交際相手の関係者から殺害される桶川ストーカー殺人事件が発生したことを契機として<sup>1)</sup>、2000年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、ストーカー規制法という。)が議員立法により制定された。同法により、つきまとい等に対する警告や禁止命令の仕組みが導入されるとともに、つきまとい等のうちの一定の行為がストーカー行為として犯罪化され、処罰の対象となった<sup>2)</sup>。

しかし、つきまとい等に対する禁止命令の件数は高い水準を維持し、ストーカー行為による検挙人員は増加の一途を辿っている<sup>3)</sup>。その後も被害者が

---

1) 桶川ストーカー殺人事件については、太田達也「桶川ストーカー殺人事件」法学教室 463号別冊『平成の法律事件』(2019)26-27頁及びそこに記載の参考文献参照。

ストーカーに殺害されるなどの重大事件<sup>4)</sup>が起きる度に法改正がなされ、規制対象の拡大や罰則の引上げ等の対応がなされてきたが、2023年には、禁止命令が出ていたにもかかわらず、被害者がストーカーに殺害される事件が福岡で発生し<sup>5)</sup>、ストーカー被害者に対する安全確保の脆弱性が露呈するに至っている。

実際、毎年、つきまとい等に対し2,000件以上の禁止命令が発出されているが、このうち200件以上の禁止命令違反が起きている<sup>6)</sup>。つまり、90%近いストーカーは禁止命令によってつきまとい等の行為を止めているが、禁止命令によってもつきまとい等を止めない者が1割近くいるということである<sup>7)</sup>。福岡の事件のように、禁止命令を受けたことに対して被害者を逆恨みするなど、禁止命令によって被害者へ危害を加える危険性が高まる場合さえある<sup>8)</sup>。ストーカー行為や刑法犯に当たる罪を犯せば加害者を逮捕・勾留するなど刑事手続上の身柄拘束をすることができるが、犯罪に当たらないつきまとい等から被害者を守るための唯一の手段は警告や禁止命令であり、その

- 
- 2) 立法の経緯と概要については、檜垣重臣『ストーカー規制法解説』立花書房(2000)、同「『ストーカー行為等の規制等に関する法律』について」警察学論集53巻7号(2000)78頁以下、ストーカー規制法研究会=園田寿(大谷實監修)『わかりやすいストーカー規制法』有斐閣(2002)、安田貴彦「警察における犯罪被害者支援のための取組み—犯罪被害者等給付金支給法の改正とストーカー規制法を中心に—」法律のひろば54巻6号(2001)34頁以下。
  - 3) 警察庁生活安全局人身安全・少年課=刑事局捜査第1課「令和6年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について」(2025)1-4頁。
  - 4) 逗子ストーカー殺人事件(被疑者自殺により不起訴処分)、三鷹ストーカー殺人事件(東京高判平成29年1月24日東京高等裁判所(刑事)判決時報68巻1~12号18頁は、懲役22年を言渡した第2次第1審に対する控訴を棄却している。)、小金井ストーカー殺人未遂事件(懲役14年6月)等がある。逗子ストーカー殺人事件の概要については、被害者の実兄である芝多修一「ストーキングの被害と救済」守山正編著『ストーキングの現状と対策』成文堂(2019)39頁以下にも説明がある。
  - 5) 福岡地判令和6年6月28日裁判所HP参照(令和5(わ)61号)。被告人には懲役20年が確定している。朝日新聞2024年7月17日27頁。
  - 6) 警察庁生活安全局人身安全・少年課=刑事局捜査第一課・前掲注(3)3-4頁。

実効性を担保する手段は禁止命令違反に対する罰則しかない。

隣国の韓国においても、ストーカーが社会問題となるなか、2021年に「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律」(以下、ストーキング犯罪処罰法という。)が制定され、禁止命令に当たる暫定措置制度やストーカー行為の犯罪化が図られることとなった<sup>9)</sup>。しかし、2022年にストーカー被害者の女性がソウルの地下鉄の駅のトイレでストーカーに殺害される事件が発生したことから<sup>10)</sup>、2023年にストーカー犯罪処罰法が改正されるとともに、新たに「ストーキング防止及び被害者保護等に関する法律」(以下、ストーキング被害者保護法という。)が制定され、ストーカー被害者の保護対策が強化された。特筆すべきは、ストーカーを電子監視の対象にするとともに、2020年から始まった電子監視による被害者保護制度をストーカー被害者にも拡大したことである。ストーカーが電子監視の対象となっている場合、その被害者にもGPS機器又は専用アプリを入れたスマホを携帯してもらい、ストーカーが被害者に接近した場合、被害者を保護するための対応を取ることができるようにするものである。

- 
- 7) ストーカー規制法上の警告と禁止命令を受けた後、行為が継続しなかったものが、それぞれ84.8%、63.6%となっているが、それ以外には効果がなかったということになる。ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」(2014)6頁。ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究有識者会議「ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究(Ⅱ)」(2016)でも、文書警告後につきまとい等が再発したケースが11.0%あるとしている。
- 8) 2023年の福岡の事件以外にも、ストーカー規制法による禁止命令が出ていたにもかかわらず、被害者を殺害し、或いは殺害しようとした事件として、福岡地小倉支判令和4年5月26日(LEX/DB文献番号25572189)、福岡地判令和5年12月1日(LEX/DB文献番号25596579)、その控訴審として福岡高判令和6年4月25日(LEX/DB文献番号25599766)がある。
- 9) 韓国のストーキング対策関連法の邦訳は、太田達也訳「韓国・ストーキング対策二法及び電子監視法(邦訳)」法学研究98巻8号(2025)122頁以下にある。
- 10) 서울중앙지방검찰청, 보도자료 - 신당역 스토킹 보복살인 사건 수사 결과(2022.10.6).

こうした GPS を用いた被害者保護制度は、それ以前の 2020 年に、犯罪により電子監視の対象となっている者と被害者の双方を GPS により、常時、位置を捕捉し、両者が接近した場合、接触をしないように保護する制度として導入されたものである。

韓国には、従来から性犯罪者など重大事件の犯罪者に対する電子監視制度があるなど、我が国と制度的背景がかなり異なるが、一般的な犯罪者の電子監視制度と違い、被害者保護のための電子監視は、具体的な対象者を加害者から保護する制度であるため、目的が明確であり、運用次第で効果も期待できる。日本ではストーカーの禁止命令のみならず、保護観察対象者の遵守事項における接近禁止についても、実効性を担保する仕組みがなく、被害者の安全や安心が脅かされている。そこで、ストーカーや犯罪者といった加害者からの再被害を防ぎ、被害者を保護するための制度の検討が必要となる。日本では犯罪者の電子監視制度については批判が強いが、被害者の安全確保の手段を検討するうえでの一つの方策として、韓国の被害者保護のための電子監視制度の実情を把握しておくことは意味があるものと思われる。そこで、本稿では、韓国のストーカー対策立法と電子監視制度を紹介したうえで、位置追跡管制センターにおける現地調査結果を元に、被害者保護のための電子監視制度について考察することにした。

なお、我が国のストーカー規制法にはつきまとい等とストーカー行為を総称する概念がなく、後述する韓国の立法でもストーキング行為とストーキング犯罪の上位概念がない。そこで、我が国のつきまとい等又はストーカー行為を行った者も、また韓国でストーキング行為又はストーキング犯罪を行った者をストーカーと呼ぶことにする。

## II 韓国におけるストーカー対策立法

### 1 概要

韓国では、2021 年 3 月 24 日、政府と議員が国会に提出した 10 の法律案を統合・修正した「ストーキング犯罪の処罰等に関する法律案」が国会の法

制司法委員会委員長提出の議員立法として成立し<sup>11)</sup>、同年 4 月 20 日の公布を経て、10 月 21 日から施行されている。

同法は、我が国のストーカー規制法同様、犯罪行為にはならないが行政指導や裁判所命令の対象となる「ストーキング行為」と、犯罪として処罰の対象となる「ストーキング犯罪」の二段構成としている。ストーキング行為に対しては、応急措置（位置付けとしては日本の警告に相当）に加え、緊急応急措置と暫定措置（位置付としては日本の禁止命令に相当）を取ることができるが、日本と異なり、被害者への接近禁止といった暫定措置は、英米の如く、裁判所が発付することとされている。

更に、ストーキング行為は、日本の「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」といったような目的要件がなく、法律が規定する一定行為をすることで充足する。従って、ストーキング行為が恋愛感情等の充足する目的で行われるものに限らず、怨恨や苦情（クレームストーカー）といった動機によって法定の行為を行うこともストーキング行為となり、応急処置や緊急応急措置、暫定措置等の対応を取ることが可能となる点で我が国の制度と異なる。その反面、取材や組合活動等、社会的に相当とされる範疇に属する行為が形式的にストーキング行為に該当してしまうこともあり得る。処罰法は、「正当な理由」を要件とし、規制の対象が過度に広がらないようにしているものの、実務において判断が分かれる可能性も否定できない。

## 2 ストーキング行為の内容

ストーキング犯罪処罰法は、相手方<sup>12)</sup>の意思に反し、正当な理由なく、以下の行為の何れかに該当する行為をし、相手方に不安感又は恐怖心を惹起

11) 법제사법위원회장, 스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률안 (대안), 의안번호 9075, 2021 연 3 월제출.

12) 法律上、相手方には、ストーキング行為や犯罪の客体となる者の同居人や家族も含まれる（ストーキング犯罪処罰法 2 条 1 項イ号）。本稿では、煩雑さを避けるため、以下、単に相手方という。

するものをストーキング行為とする（第2条第1項）。

- イ 相手方に接近し、つきまとい、又は進路を妨害する行為
- ロ 相手方の住居、職場、学校その他の日常的に生活する場所（以下、「住居等」という）又はその付近で待ち伏せし、又は見張る行為
- ハ 相手方に、郵便、電話、ファックス又は（中略）情報通信網（以下、「情報通信網」という）を利用し、物、文、語、符号、音、図、映像又は画像（以下、「物等」という）（中略）を到達させ、又は情報通信網を利用するプログラム又は電話の機能により文、語、符号、音、図、映像又は画像が相手方に示されるようにする行為
- ニ 相手方に直接又は第三者を通じて物等を到達させ、又は住居等又はその付近に物等を置く行為
- ホ 相手方の住居等又はその付近に置かれている物等を毀損する行為
- ヘ 次の一つに該当する、相手方の情報を情報通信網を利用して第三者に提供し、配布又は掲示する行為
  - (1) 「個人情報保護法」第2条第1号の個人情報
  - (2) 「位置情報の保護及び利用等に関する法律」第2条第2号の個人情報
  - (3) (1) 又は (2) の情報を編集、合成又は加工した情報（該当情報主体を識別することができる場合に限る）
- ト 情報通信網を通じ、相手方の名前、名称、写真、映像又は身分に関する情報を利用し、自身が相手方であるかのように偽装する行為

単なるつきまといだけでなく、その他のハラスメント的な行為も規制の対象としている点は我が国と同様であるが、我が国のつきまとい等と比べ、規制の対象が狭い部分と、反対に広過ぎる点がある。まず、待ち伏せや見張りの場所が、住居、職場、学校以外では、「日常的に生活する場所」とされており、我が国の2021年の法改正で追加された「現に」「所在する」だけの場所で待ち伏せしたり、見張ったりする行為が含まれない可能性が残る。また、

我が国では 2016 年改正で追加した単に「うろつく」だけの行為が含まれていないため、言語上の概念の違いもあるかもしれないが、明らかに待ち伏せし、又は見張りをしている場合以外、行為者の弁解を許し、その行動を規制できないおそれがある。

その他、ストーカー規制法につきまとい等に該当する、「その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」、「面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること」、「著しく粗野又は乱暴な言動をすること」も規制の対象外である。

我が国では、改正により追加していったメールや SNS 等の情報通信による送信はストーキング行為に含まれているが、我が国のような目的要件も連続性の要件もないため、相手に苦情や恋愛感情の告白をするメールや SNS を送り、それが相手の意に沿わないものであった場合に、ストーキング行為に該当してしまう可能性がある。物等を直接又は間接に相手方に届ける行為も、対象物が汚物や動物の死体、その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物に限定している日本に比べると、制限がない。

ホ号の「住居等又はその付近に置かれている物等を毀損する行為」は、器物損壊であるので、刑法犯に該当する犯罪行為である。日本や韓国のように、ストーカーの行為を間接罰と直罰という二段階で規制する形の立法の場合、犯罪行為に当たらない（違法性の程度が犯罪に至らない）行為を規制するため、一定の行為を指定して行政命令等（この場合、禁止命令や暫定措置）を出し、それに違反した行為を犯罪行為として処罰するとともに、当該行為のうち反復性と危険性が認められるものを犯罪化するものである。従って、犯罪行為そのものは、間接罰の違反の対象となる行為とせずとも、逮捕、勾留といった強制処分を行うことができるし、刑罰を科すこともできる<sup>13)</sup>。

もっとも、日本のストーカー規制法でも、動物の死体を送付するなど威力業務妨害罪に該当する行為も含まれているし、アメリカやイギリス（イング

---

13) もし処罰法の「毀損」行為が、過失による場合を含むとすれば別であるが、そうした例があり得るのか疑問がある。

ランドとウェールズ) では、ストーキングやハラスメントを禁止命令や保護命令の対象にするとともに、犯罪として規定している<sup>14)</sup>、犯罪行為を禁止命令の対象にしてはいけないというルールがあるわけではない。確かに、犯罪行為であっても、逮捕されずに、在宅のまま刑事手続が進められる場合もあるし、保釈された場合、被害者を守る術がないことから、犯罪行為の場合でも禁止命令を発付することに意義があるとも言える。

### 3 緊急応急措置

加害者の行為がストーキング行為に該当する場合、司法警察官は、制止や中止、更には書面による警告の応急措置を行うことができるが(第3条)、これは我が国の警告同様、行政指導に止まる。しかし、韓国の場合、ストーカー行為及びストーカー犯罪に対し、検察官の請求により裁判所が暫定措置と呼ばれる司法処分を行うことができる。そうした意味では、韓国のストーキング行為者に対する処分は、アメリカやイギリスの対応に近い。

しかし、暫定措置は、裁量的とはいえ聴聞手続があるため、時間を要し、被害者の保護が手遅れになる危険がある。そこで、暫定措置に変わる緊急的対応として緊急応急措置の制度が認められている。これは、被害者等からの要請<sup>15)</sup>又は職権により司法警察官がストーキング行為者に対して被害者や

---

14) イギリスの場合、Protection from Harassment Act 1997, c.40, § 2A, Criminal Justice and Police Act 2001, c.16, § 42A, Stalking Protection Act 2019, c.9。アメリカは、フロリダ州の法制度として、Fla. Stat. §§ 784.048-0485。カリフォルニア州の場合、C. Penal Code § 646.9, C. Code of Civil Procedure, § 527.6。アメリカにおける各州のストーキングやハラスメント法制の概況は、政府の公式のものではないが、民間団体 WomensLaw.org が概要を知るには便利である。

15) 要請権者は、ストーキング行為の相手方、即ち被害者若しくはその法定代理人だけでなく、ストーキング行為を申告(通報)した者も含まれる。しかし、被害者が、直接、裁判所に緊急応急措置や後述する暫定措置を請求することはできないため、それを可能にする、これらの措置とは別の被害者保護命令を導入するための政府改正法案が、2023年2月15日、国会に提出されたが、他の議員提出法案と併せた国会法制司法委員長提案の法案とする際に廃案(代案反映廃棄)となっている。

住居等から 100 メートル以内への接近禁止又は電気通信を利用した被害者へのアクセス（接近）禁止（第 4 条 1 項）を命ずるものである。要件は、ストーキング行為が持続的又は反復的に行われるおそれがあることと、ストーキング犯罪の予防のために緊急を要すること、つまり虞犯性と緊急性である。緊急「応急措置」の用語が用いられているが、むしろ緊急「暫定措置」の性質を有するもので、事後に裁判所の承認が必要である（第 5 条）。

司法警察官は、緊急応急措置をしたときには、遅滞なく、検察官に当該緊急応急措置に対する事後承認を地方裁判所判事に請求することを申請しなければならない。申請を受けた検察官は、緊急応急措置があったときから 48 時間以内に地方裁判所判事に当該緊急応急措置に対する事後承認を請求するものとされている。裁判所は、虞犯性がある場合、緊急応急措置を承認するが、承認しない場合、又は検察官が裁判所に承認請求をしない場合、司法警察官は緊急応急措置を取り消さなければならないものとされている。緊急応急措置の期間は、1 月を超えることができない（第 5 条 5 項）。

我が国の禁止命令に対しては行政訴訟の取消訴訟を提起することができるが、韓国では緊急応急措置を受けた加害者に簡便な形で司法警察官に対する不服申立を認め、緊急応急措置の取消しや変更を求めることができる（第 7 条）。司法警察官は、正当な理由がある場合、即ち緊急応急措置の要件がないと判断するときは、措置を取り消すことができるが、種類を変更する場合は裁判所の承認が必要である。

緊急応急措置に対する加害者の違反に対しては罰則が予定されている。当初の立法時は、緊急応急措置の不履行罪には行政罰の過怠料（過料に相当）が法定されていたが（旧第 21 条第 1 項）、2023 年の法改正で罰則は 1 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以下の罰金というように、行政罰から刑罰に引き上げられている（第 20 条第 3 項）。

#### 4 暫定措置

更に、必要な場合、検察官は、司法警察官の申請又は職権により裁判所に暫定措置を請求することができ（第 8 条）、裁判所は、ストーキング犯罪の

円滑な取調べ若しくは審理又は被害者保護のため必要があると認める場合には、ストーキング行為者に対し、以下の暫定措置を取ることができる（第9条）。

- 1 被害者に対するストーキング犯罪の中止に関する書面警告
- 2 被害者等やその住居等から 100 メートル以内の接近禁止
- 3 被害者等に対する電気通信を利用した接近禁止
- 3 の 2 位置追跡電子装置の装着
- 4 国家警察官署での留置場又は拘置所への留置

我が国と異なり、犯罪行為ではないストーカー行為に対しても加害者の身柄拘束を認めることにしている。これは、我が国の禁止命令が行政命令であるのに対し、韓国の暫定措置は司法処分であることも関係していよう。

暫定措置の期間は、原則 3 月（留置は 1 月）であり、留置以外は延長も可能であるが、2 回各 3 月に限られる。禁止命令の期間は、原則 1 年とし、1 年の延長も何度でも可能な日本よりは短い。

暫定措置の要件は、ストーキング行為と再発の虞犯性があり、「ストーキング犯罪の捜査や審理を円滑に行うため必要な場合」と「被害者保護のため必要な場合」である。規定に「ストーキング行為」と「ストーキング犯罪」が混在して使われていて、立法技術的な問題なしとしないが、ストーキング行為でも、ストーキング犯罪に該当する場合でも暫定措置を取ることができるということであろう。

ストーキング行為の被害者は、暫定措置そのものの請求はできず、検察官又は司法警察官に請求や申請の要請を行い、又は意見を述べることに止まる。警告や禁止命令の申出ができる我が国とは、その点が異なる。2023 年改正の元になった 10 の法案のうち政府提出法案には、被害者が、直接、裁判所に被害者保護命令を請求することができる規定が含まれていたが<sup>16)</sup>、結局、国会の法制司法委員会でもとめた法案には含まれなかった。

## 5 ストーキング犯罪

ストーキング行為は犯罪ではないが、このストーキング行為を持続的又は反復的に行うことでストーキング犯罪として処罰の対象になり、韓国も、我が国のストーカー規制法同様、間接罰とともに、直罰規定を置いている。法定刑は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金であり、ストーキング犯罪に際して凶器又はその他の危険な物を携帯し、又はそれを利用した場合には5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金と加重規定がある。我が国のストーキング行為のような、暫定措置に違反してストーキング犯罪を行った場合の加重規定はない。暫定措置違反(罪)や緊急応急措置違反(罪)に対する罰則は、それぞれ2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金となっている。いずれも、我が国より法定刑が重い。

なお、ストーキング犯罪は、施行当時、反意思不罰罪に指定されていたが、2023年の改正で廃止されている。反意思不罰罪とは、被害者の告訴を訴追条件とする親告罪とは別に、被害者が不処罰を希望する旨の具体的な意思表示を明示的にしているとき以外は訴追することができるという制度で、韓国独自のものである。反意思不罰罪は、犯罪者の訴追に被害者の意思を介在させるという点では親告罪と共通しているが、不処罰を希望する旨の被害者の積極的な意思表示がない限り公訴が可能であるため、親告罪に比べ、犯罪者の刑事責任の追求が容易である。親告罪の場合、被害者の告訴という積極的な意思表示がない限り、犯罪者の訴追ができなという制約があるため、公益の保護を図ることができないし、告訴をするかどうか被害者が判断に苦しむ場合や、訴追機関から被害者に無言の圧力が掛かりうる。そこで、韓国では、反意思不罰罪という、被害者が明示的に訴追に反対していない限りは訴追を可能とする制度を設けている<sup>17)</sup>。ストーカー犯罪の重大性に基づく公益の保護と被害者の意思の尊重を加味して反意思不罰罪とされていたが、改正に

16) 정부, 스토킹범죄의 처벌 등에 관한 법률안, 의안번호 20039, 2023년 2월 15일 제출.

当たっては、公益の保護だけでなく、被害者の保護を強化する上でも反意思不罰罪の指定が適当でないと考えられたものと思われる。

ストーキング犯罪に対して刑罰を科す場合には、裁判所が 200 時間以内の受講命令又は履修命令を併科することができる（第 19 条）<sup>18)</sup>。執行猶予の場合には猶予期間内に受講が義務付けられ、罰金の場合は確定日から 6 月以内に履修しなければならない。懲役刑の実刑の場合には、刑期内に受講しなければならないが、履修が完了する前に（仮）釈放された場合、保護観察所の指導の下で受講しなければならない。

このように、韓国のストーカー犯罪処罰法は、ストーカーの意思変容を促すことで、被害者を保護することにも力点が置かれている。海外のような禁止命令に受講命令を付加できる制度がなく、禁止命令違反罪やストーカー行為罪（刑法犯との併合罪ではない場合）に対しても罰金や単純全部執行猶予が多く、加害者に対する処遇の機会のない我が国とは異なる。我が国の場合は、これらストーカー関連犯罪の場合には起訴猶予となる場合も多く、加害者の

---

17) 太田達也「被害者支援を巡るアジアの最新事情」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第 1 巻犯罪被害者論の新動向』（2000）成文堂 384-385 頁。刑法上の罪では、暴行・尊属暴行（刑法 260 条 3 項）、過失致傷（傷害）（同 266 条 2 項）、脅迫・尊属脅迫（同 283 条 3 項）、名誉毀損・出版物等による名誉毀損（同 312 条 2 項）等が反意思不罰罪に当たる。我が国では親告罪とされている過失傷害罪が韓国では反意思不罰罪とされ、やはり日本では親告罪である名誉毀損罪が、韓国では、親告罪である死者に対する名誉毀損を除き、反意思不罰罪とされている。また、日本では非親告罪たる暴行罪や脅迫罪などが、反意思不罰罪となっている。

18) 韓国では、そもそも執行猶予（全部執行猶予）を宣告するときに、裁判所が主文において猶予期間中の保護観察、社会奉仕命令、受講命令、治療命令を科すことができる。日本は、執行猶予の場合に裁判所が言い渡すことができるのは保護観察だけであり、社会貢献活動や専門的援助プログラムは、保護観察の遵守事項として保護観察所（長）が設定するが、韓国では、社会奉仕命令や受講命令は刑罰の付随処分として裁判所が言い渡す。保安処分として言い渡される治療命令は、精神障害者や性的倒錯者に対する保安処分を定めた治療監護等に関する法律の 2015 年の改正で新設されたもので、執行猶予又は宣告猶予を言い渡す場合に科すことができる。宣善花「韓国における治療命令制度の導入と現状」罪と罰 56 巻 4 号（2019）97 頁以下参照。

更生や被害者保護の機会がない。これに対し、韓国では、(保護観察所善導条件付) 条件付起訴猶予の制度あることから<sup>19)</sup>、もしストーキング犯罪者を起訴猶予する場合にも、条件として受講を義務づけることも法的に可能である。

## 6 実務

韓国刑事法務政策研究院の調査によれば、裁判所の緊急応急措置決定件数は、2023 年で 3,727 件に、また暫定措置の件数は 8,560 件にも上っている<sup>20)</sup>。暫定措置の内容で最も多いのが、併科も含め、2 号の接近禁止や 3 号の通信による接近禁止であり、4 号の留置は 2023 年で 600 件を超えている<sup>21)</sup>。警察の申請に対する裁判所の暫定措置の認容率は全体で 85%であるが、留置の場合は 51%とやや低くなっている。暫定措置に対する違反は、2023 年で 7.4%となっている。

しかし、暫定措置については、申請や請求から裁判所の決定までの保護の空白期間があることや、暫定措置違反に対する刑は執行猶予が多く抑止効果が低い、暫定措置終了後のことを考えると暫定措置だけでストーキングの再発防止は難しいといった批判もなされている<sup>22)</sup>。

検察統計によれば、2023 年のストーキング犯罪処罰法による検察の処理件数は 1 万 1,040 件に達する。このうち起訴が 4,819 件 (うち公判請求 2,097 件、略式請求 2,722 件) であり、不起訴が 2,335 件 (うち起訴猶予 624 件、嫌疑なし 546 件、公訴権なし 653 件、罪とならず 2 件、起訴中止 425 件、却下 85 件)、少年保護事件送致 85 件、移管送致 1,024 件、補充捜査 1,803 件となってい

19) 太田達也「条件付起訴猶予に関する一考察」井田良ほか編『樞橋隆幸先生古稀記念・新時代の刑事法学(上巻)』信山社(2016)261頁以下、趙均錫「韓国における条件付き起訴猶予の運用実態と改善方策」井田良ほか編著『新時代の刑事法学—樞橋隆幸先生古稀記念(下巻)』信山社(2016)629頁以下。

20) 윤정숙 외『스토킹범죄자의 특성 및 대응강화방안』한국형사법무정책연구원(2023)29면.

21) 이승현 = 김민규『스토킹 피해자 보호를 위한 현행 잠정조치의 효과 및 개선방안 연구』대검찰청(2024)37면.

22) 이승현 = 김민규·전계(21)70-74면, 104-105면.

る<sup>23)</sup>。膨大な数のストーキング犯罪が立件されているが、犯罪に該当しない事案も多い。公訴権なしによる不起訴や公訴棄却の判決が多いのは、2023年当時、ストーキング犯罪は反意思不罰罪であったためであると推測される。2024年からは反意思不罰罪でなくなったため、今後のストーキング犯罪に対する訴追の状況が変化することも考えられる。

ストーキング犯罪に対する刑事裁判は、2024年の場合、有罪判決3,044件のうち有期懲役の実刑が532件(17.5%)に対し、懲役の執行猶予が1,001件(32.9%)、罰金1,027件(33.7%)、罰金の執行猶予68件(2.2%)、宣告猶予46件(1.5%)と、直ちに社会に戻ることになる刑罰が多く、また無罪58件(1.9%)、公訴棄却85件(2.8%)の割合も少なくない<sup>24)</sup>。

### Ⅲ 韓国の犯罪者電子監視制度

#### 1 立法及び改正の経緯

韓国では、2008年から犯罪者に対する電子監視の制度が導入されている<sup>25)</sup>。この電子監視は保安処分に位置づけられ、裁判所の判決にもとづいて、懲役・禁錮の実刑を受けた受刑者が刑の執行終了により釈放される場合のほか、懲役・禁錮の受刑者が仮釈放される際や保安処分である治療監護処分の対象者が治療監護所から仮終了となる際や保護観察付の全部執行猶予が

---

23) 대검찰청 『2024 검찰연감』 (2024) 588-589 면. 公判請求事件でも、身柄付は304件のみで、大半が在宅事件である。起訴中止とは、被疑者の所在が不明で、手続を一旦中止する裁定である。少年保護事件送致とは、韓国では少年事件の先議権が検察官にあり、裁判所の少年部又は家庭裁判所に送致することを指す。他の調査によると、ストーキング犯罪の量刑については、実刑4%、懲役刑の執行猶予26%、罰金30%、罰金の執行猶予0.9%、宣告猶予0.9%、無罪0.3%、公訴棄却37%であり、実刑のうち刑期は6月以下54%、6か月以上1年以下が46%である。한나라 = 김성화 = 양승욱 『스토킹범죄의 재판실무상 쟁점에 관한 연구』 (2024) 69-72 면.

24) 법원행정처 『2025 사법연감 [2024.1 ~ 2024.12]』 (2025) 1142-1143 면. 数値はストーキング犯罪処罰法に限る。ストーキング犯罪の裁判事例と量刑については、이승현 = 김민규 · 전개 (21) 88-131 면.

確定した者に対して、常時、所在の位置情報を補足する電子装置を装着するものである。

根拠法令は「電子装置の装着等に関する法律」(以下、電子装置装着法という。)であるが、当初は「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」として、一定の性犯罪者を対象とする性犯罪者対策の一環として立法されたものである<sup>26)</sup>。韓国における深刻な性犯罪の状況と性犯罪者の高い再犯率を背景として、2005年に国会議員が性犯罪者の電子監視を行う法案を国会に提出していたが、継続審議となっていたとき、2006年にソウルで小学生に対する強姦殺人事件が発生し、対応を求めるマスコミ報道や世論を受けて審議が再開され、2007年に制定された。

その後、電子監視の対象は未成年者の略取誘拐罪や殺人罪、強盗罪等にまで拡大されたほか<sup>27)</sup>、電子監視対象者に対する刑執行終了後の保護観察制度や保釈対象者(被告人)に対する電子監視が導入され、特定の犯罪に限らない全ての仮釈放者を電子監視の対象とする改正も行われている。

2020年からは電子監視対象者の被害者保護制度が導入され、それまで特定の場所への接近を感知することでしか被害者への接近を防げなかったものを、被害者にも電子機器を携帯してもらうことで、被害者がどこに所在しようと電子監視対象者が接近することを防ぐことができるようになっている。

そして、今回、2023年の電子装置装着法とストーキング犯罪処罰法の改正により、ストーキング犯罪の刑執行終了者や執行猶予者・仮釈放者も電子監視の対象となり、さらにストーキング行為者に対する裁判所の暫定措置に

25) 韓国における初期の電子監視制度については、太田達也「性犯罪者の釈放と電子監視—韓国における電子監視制度の分析を中心として—」法学研究 82 卷 1 号(森征一教授退職記念号)(2009) 211 頁以下、法務総合研究所『研究部報告 44 諸外国における位置情報確認制度に関する研究—フランス、ドイツ、スウェーデン、英国、カナダ、米国、韓国—』(2011)を参照されたい。

26) 邦訳が太田達也訳・前掲注(9) 122 頁以下にある。古い条文は、太田達也「韓国の性犯罪者電子監視法(翻訳)」法学研究 82 卷 4 号(2009) 103 頁以下、同「韓国の新しい犯罪者電子監視法(翻訳)」法学研究 83 卷 6 号(2010) 67 頁以下参照。

27) 太田達也「殺人犯の電子監視」罪と罰 47 卷 3 号(2010) 65 頁以下。

電子装置の装着命令が加えられることとなったものである。

なお、韓国では、一般に電子監視を「電子監督」といい、電子監督の機器を対象者に装着を命ずる裁判所の命令を「電子装置付着命令」というが、本稿では「電子装置装着命令」又は「装着命令」と訳すことにする。また、電子装置装着のことを、単に電子監視ということもあることを予めお断りしておく。

## 2 目的と処分の性質

電子装置装着法は、「捜査・裁判・執行等刑事司法手続において電子装置を効率的に活用して不拘束裁判を拡大し、犯罪者の社会復帰を促進し、犯罪から国民を保護することを目的とする。」(第1条)と規定する。前半は保釈における電子監視の目的であるので、刑事施設等からの釈放者又は執行猶予者に対する電子監視は、単に犯罪者の監視だけでなく、社会復帰を目的としていることが伺える<sup>28)</sup>。電子監視だけで対象者の社会復帰を実現することができるのか疑問があるが、2012年の改正で、刑の執行終了後も裁判所の命令に基づき電子監視の対象者に対し保護観察を課することができるようになってから、電子監視と併せ対象者の社会復帰を果たすことができるような制度となっていることは確かである。

電子監視は、裁判所が言い渡す保安処分である。しかし、電子監視にも、裁判所の命令に基づいて刑の執行終了後や保安処分である治療監護処分の仮終了後に行うもの以外に、仮釈放対象者に対するものがある。これは、一定の性暴力犯罪、未成年者誘拐、殺人、強盗、ストーキング犯罪の「特定犯罪」の受刑者が刑務所から仮釈放となり、保護観察を受ける場合は、裁判所の電子装置装着命令を受けていなくても、原則として保護観察期間中、遵守事項の履行確認のため、電子装置を装着しなければならないとされている。また、2020年からは、特定犯罪以外でも仮釈放者に電子装置を装着するこ

---

28) このことは立法の経緯や当初の目的規定からも伺える。太田達也・前掲注(25) 222頁。

とができるようになってきている。この仮釈放の場合の電子監視は、保安処分ではなく、刑罰の執行の一環として行われるものと言えよう。保護観察付執行猶予を言い渡すときも、電子監視を行うことができるが、これは裁判所の判決によることになっている。韓国の場合、刑の執行猶予に対する保護観察だけでなく、社会奉仕命令や受講命令、それに電子装置の装着命令も主文に記載され、こうした執行猶予に付される付随処分は韓国では刑罰とは異なる第三の制裁と考えられている（異説有り）。

これに対し、ストーキング行為者に対する暫定措置として行われる電子監視は、刑罰や保安処分ではなく、海外の一般的な用語を使えば、裁判所による司法処分としての禁止命令の一種である。

### 3 対象者・要件

電子装置装着命令の要件は、刑の執行終了者等、仮釈放者、治療監護処分の仮終了者、執行猶予者、ストーキング行為者毎に異なる（電子装置装着法第5条）。

まず、刑の執行終了者に対する装着命令の対象は、性暴力犯罪、未成年者誘拐、殺人、強盗、ストーキング犯罪である。韓国の罪種は、我が国より複雑であり、刑法以外にも様々な特別法に多くの加重類型があつて、これらも電子監視の対象となる。

性暴力犯罪については、以下の5つの事由があり、性暴力犯罪の再犯の危険性があることが要件とされている（検察官による裁判所への請求は裁量的）。

- 1 性暴力犯罪で懲役刑の実刑を宣告された者が、その執行を終了した後又は執行が免除された後10年以内に性暴力犯罪を犯したとき
- 2 性暴力犯罪でこの法律による電子装置の装着を受けた前歴がある者が再び性暴力犯罪を犯したとき
- 3 性暴力犯罪を2回以上犯し（有罪の確定判決を受けた場合を含む）、その習癖が認められたとき
- 4 19歳未満の者に対して性暴力犯罪を犯したとき

## 5 身体的又は精神的障害のある者に対して性暴力犯罪を犯したとき

強盗とストーカー犯罪については、強盗とストーカー犯罪で前記1号から3号のような事由に該当する場合に限られる。これらの事由に該当し、当該犯罪の再犯の危険性がある場合に、検察官は裁判所に装着命令を請求することができる（裁量的）。しかし、未成年者誘拐と殺人については、これらの要件はなく、同罪の再犯危険性がある場合には装着命令を請求することができる。更に、未成年者誘拐と殺人の罪で懲役刑の実刑を受けた者がその刑の執行を終了又は免除された後に再びこれらの罪を犯した場合は、装着命令を請求することが義務付けられる（必要的）。

立法当初は、電子監視の対象が19歳以上の者（韓国の成年年齢）に限定されていたが、2009年の改正により19歳未満の者に対しても電子監視が可能となった。但し、19歳未満の者に装着命令を言い渡したときは、その者が19歳に達するまでは執行できないものとされている（第4条）。

以上は特定犯罪者に対し裁判所が言い渡す保安処分としての電子監視装着命令の場合であるが、裁判所は、特定犯罪者に対して保護観察付執行猶予者を言い渡すときは、検察官の請求がなくとも電子監視装着命令を言い渡すことができる（第4章）。

これに対し、実刑が言い渡された者が仮釈放になるときは、裁判所の命令なしに、電子装置を装着することができる。当初は、裁判所が電子装置装着命令を言い渡していない特定犯罪の受刑者についてのみ、仮釈放となり、保護観察に付されるときは、原則として電子装置を装着しなければならないとされていたが（必要的）、2020年の法改正により、特定犯罪以外の受刑者についても、保護観察審査委員会が認めるときは、遵守事項の確認のため電子装置を装着させることができるようになった（裁量的）。従って、理論的には、全ての仮釈放者に対して電子監視が可能となっている（第3章）。保安処分である治療監護処分の施設である治療監護所からの仮終了（及び治療委託による仮退所）についても、裁判所の装着命令を受けていない特定犯罪者については、治療監護審議委員会という行政委員会の決定により電子装置の

装着を行うことができる (第 23 条)<sup>29)</sup>。

#### 4 期間

裁判所による保安処分としての電子装置装着命令の期間は、犯した罪の法定刑の上限が死刑又は無期懲役である場合は 10 年以上 30 年以下、法定刑の懲役刑の下限が 3 年以上の有期懲役である場合は 3 年以上 20 年以下、下限が 3 年未満の有期懲役である場合は 1 年以上 10 年以下となっている (第 9 条第 1 項本文)。但し、19 歳未満の者に対し特定犯罪を行った場合は、期間の下限を 2 倍とする (同但書)。複数の罪に対して装着命令を科すときは、装着期間の上限は 2 分の 1 まで加重するが、個々の罪の装着期間の上限を合算した期間を超えることはできない (同第 2 項)。さらに、命令期間中に遵守事項に違反するなどした場合は、裁判所は 1 年以内の範囲で期間を延長することができる (第 14 条の 2 第 1 項)。反対に、良好措置としての仮解除 (臨時解除) の制度がある (第 18 条)。

他方、仮釈放者に対する電子監視は、特定犯罪の受刑者に対する必要的な電子監視は仮釈放期間、特定犯罪以外の受刑者に対する仮釈放や保安処分の治療監視処分の仮終了等の場合は保護観察審査委員会が仮釈放期間や保護観察期間の範囲内で期間を定める (第 22 条)。保護観察付執行猶予の場合も、保護観察期間の範囲で裁判所が定める (第 28 条)。

#### 5 遵守事項・保護観察

裁判所が装着命令を言い渡す場合、特定時間帯の外出制限、子ども保護区域等特定地域・場所への出入禁止及び接近禁止、居住地制限、被害者等特定人への接近禁止、治療プログラムの履修、麻薬等中毒性のある物質の使用禁止等、装着期間の間 (治療プログラムの履修だけは 500 時間以内)、被処分者が遵守しなければならない遵守事項を課すことができる (第 9 条の 2)。19 歳

---

29) 既に廃止された社会保護法による保安処分である保護監視処分の対象者 (依然、収容者がいる) についても、同様である。

未満の者に対し性暴力犯罪を行った者については外出制限と被害者等への接近禁止を、またストッキング犯罪を行った者に対しては被害者等への接近禁止の遵守事項を必ず課さなければならない。このほか、被処分者は、装着した電子装置を無断で身体から外したり、損壊したりしてはならず、また装置から発信される電波を妨害したり、受信情報を変造したりしてもいけない（第14条第1項）。これらの遵守事項に違反したり、電子装置に対する不正な行為を行ったりした場合、処罰の対象となる（第38条）。

また、2010年の法改正により、電子装着命令を言い渡された者は、装着期間の間、保護観察を受けるものとされるようになり（第9条3項）、その2年後の2012年の法改正により、特定犯罪による刑の執行を終了した者が更に同罪を犯す危険性がある場合、検察官の請求により裁判所が保護観察命令を科すことができる制度も新設された（第2章の2）。これは保安処分の一環であるが、電子監視の装着命令の有無にかかわらず、裁判所が刑の執行終了後に保護観察を行うことができるようにしたものである。この保護観察は、保護観察等に関する法律に従って行われ、裁判所により遵守事項が設定される。その違反は、保護観察期間の1年延長又は遵守事項の追加、変更につながる。

## 6 手 続

保安処分としての電子監視は、控訴審の弁論終結時までには検察官が電子装置装着命令の請求を裁判所に行い、裁判所が請求に理由があると認めるときは、判決で装着命令を言い渡す（第9条）。

装着命令の執行は、刑の執行が終了するか仮釈放となる日、保安処分である治療監護処分が言い渡されているときは治療監護処分が終了する日又は仮終了の日に、検察官の指揮により、保護観察官が電子装置を対象者に装着して行う（第12条、第13条）。保護観察付執行猶予者に対する電子監視命令は判決確定時に（第29条第1項）、また仮釈放者や仮終了者については釈放直前に執行する（第24条第2項）。いずれも、保護観察官が電子装置を対象者の足に装着して執行する。足に付ける装置は、制度創設当初、装着感や外見

を考慮した小型のものであったが、破壊防止のため、現在の装置はやや大型のもので、フレームは金属で強化され切断強度が 2.5 倍となっている。

電子監視のため、韓国にはソウルと大田の 2 か所に位置追跡管制センターが設置されており、全国をカバーしている。所管は法務省犯罪予防政策局（日本の保護局に相当）である。センターでは、職員が 24 時間体制で電子監視対象者の行動を追跡しており、遵守事項で接近が禁止されている学校等のエリアに一定の距離まで近付くなど遵守事項違反が疑われる事象が発生すると、センターで警報が発令され、センターでは全国の街角に自治体が設置している防犯カメラで現場の映像を見ることができ、対象者の状態を確認する。

現場での対応が必要な場合、センターは所管の保護観察所に通報する。保護観察所には、電子監視犯罪予防チームと電子監視迅速捜査チームが配備されている。前者は、保安職公務員と武道有段者から構成され、電子監視の警報に対する通報に対し現場に出動して事実確認や指導を行う。後者は 2021 年 10 月に全国 27 の保護観察所のうち 13 の保護観察所に設置されたもので（現在は 18 か所のよう）、特別司法警察官としての保護観察官から成り、電子装置の毀損や遵守事項違反違反が発生した場合、捜査を行うものである。

他方、電子装置装着命令対象者に対する保護観察については、釈放 6 月前から対象となる受刑者に接見するなどして危険要因を把握し、更に釈放後は、対象者の犯歴や危険性を考慮して処遇等級と処遇計画を決定する。電子監視対象者に対する保護観察は、密着指導監督と呼ばれ、保護観察官が対象者と面談したり、行動を観察したりするなどして遵守事項の状況を確認し、指示を与える。

更に、2019 年からは、専任保護観察官制度が導入され、19 歳未満の者に対する性犯罪者のうち再犯リスクが著しく高い電子監視対象者に対し、一定期間、専任の保護観察官が 1 対 1 で面接、指導を行っている。また、保護観察所の処遇会議において集中的な密着監督が必要なハイリスク群の対象者を選定し、専門性の高い職員が、週 1 回、生活の状況報告を受理し、無告知での往訪を行う等、随時、生活状況を確認し、心理治療も行うハイリスク群専任制も導入されている。

## 7 実務

検察官による電子装置装着命令請求は、多いときで年間 1,500 件台に達したことがあるが、近年は 800 件から 900 件台で推移しており、装着命令の認容率は 30% 台である<sup>30)</sup>。保護観察所（位置追跡管制センター）における毎年の新受件数は、かつては毎年 1,000 件前後であったが仮釈放者に対する電子監視の対象を全ての犯罪に拡大した 2020 年からは大幅に増加し、2021 年には 5,599 件にも達した。そのため、管制センターにおける対応が追いつかなくなり、再犯の危険性と電子監視の必要性が高い仮釈放者のみを電子監視の対象としたことから、2022 年以降大幅に件数が減少し、2023 年は 1,865 件となっている<sup>31)</sup>。その 83.1% を仮釈放者が占めており、刑期終了後の電子監視新受件数は 15.1% に止まる。罪種別では、特定犯罪に当たる性暴力犯罪が 16.1%、殺人 14.6%、強盗 4.9%、未成年者誘拐 0% で、残りの 64.4% が特定犯罪以外の罪種である。電子監視（装置装着）期間も、3 月以上 6 月未満が最も多く 33.0%、次いで 6 月以上 1 年未満 24.6%、3 月未満 16.5%、1 年以上 5 年未満 11.7% となっているが、他方で、5 年以上 10 年未満 5.1%、10 年以上 20 年未満 7.3%、20 年以上 30 年未満 1.8%、30 年以上 0% と、極めて長期の対象者もいる。

韓国法務省によれば、制度が施行された 2008 年から 2023 年までの電子監視対象者の同種再犯率は、性暴力犯罪で 1.6%、殺人で 0.03%、強盗で 0.19% となっており、電子監視制度以前の同種再犯率より、それぞれ 9 分の 1、163 分の 1、93 分の 1 であるという<sup>32)</sup>。

---

30) 법무연수원 『2009 범죄백서』(2010) 192 면, 동 『2010 범죄백서』(2011) 189 면, 동 『2011 범죄백서』(2012) 190 면, 동 『2012 범죄백서』(2013) 192 면, 동 『2013 범죄백서』(2014) 190 면, 동 『2018 범죄백서』(2019) 262 면, 동 『2024 범죄백서』(2025) 248 면.

31) 법무연수원 『2024 범죄백서』·전계 (30) 437 면.

32) 韓国法務部 Web サイト (<https://www.moj.go.kr/moj/169/subview.do>) (最終閲覧日 2025 年 12 月 6 日)。

## Ⅳ 電子監視による犯罪被害者保護制度

### 1 電子監視による犯罪被害者の保護

韓国の電子監視制度は、対象者の位置情報を、常時、捕捉し、一定の地域や個人への接近禁止等一定の遵守事項を設定することで、対象者から一般の人々及び特定の被害者を保護することを主たる目的とする。しかし、従前、被害者を含めた個人への接近は、住宅や学校、職場等、特定の場所への接近を禁止することしか方法がなく、被害者がこれらの場所を離れている場合、遵守事項で禁止されているといっても、被害者の場所を把握することができないことから、実効性がなかった。また、韓国の保護観察では、我が国同様、被害者等、特定の者に対する接近禁止の特別遵守事項を設定することができるが（保護観察等に関する法律第 32 条 3 項 3 号）、その違反は宣告猶予や執行猶予、仮釈放といった原処分取消しにつながるだけで、保護の対象となっている被害者の安全を担保する手段がなかった。

そこで、韓国では、2020 年 2 月 25 日から、被害者にも位置情報を捕捉するための装置を携帯してもらい、電子監視対象者同様、常に被害者の位置を把握して、電子監視対象者が一定の距離に近付かないように監視する電子監視被害者保護システムを導入した<sup>33)</sup>。手続としては、被害者への接近禁止の遵守事項が付された電子監視対象者が刑務所や拘置所等から釈放される際、被害者に当該釈放情報を提供し、被害者からの申請に基づいて、位置把握のための装置（被害者保護装置）を貸し出し、被害者の位置と電子監視対象者との距離を常に捕捉する形で行われる。保護の対象となる被害者は、裁判所から電子装置装着命令を受けた者（執行猶予対象者を含む）や仮釈放・仮終了後に電子監視の対象となる者によって被害を受けた者である。

これは、電子監視対象者の被害者に対する措置である。従って、性暴力犯罪等に対する裁判所の電子装置装着命令の対象者や（あらゆる犯罪の）仮釈

---

33) 법무부, 보도자료 - 법무부가 범죄피해자를 24 시간 · 365 일 안전하게 지켜드립니다 (2020.2.25).

放者に対する電子監視対象者の被害者のうち被害者への接近禁止の遵守事項が付されている者とその被害者を対象とするものである<sup>34)</sup>。従って、電子装置装着命令期間の経過や仮釈放の終了・取消し等で、被害者の電子監視による保護も終了する。

## 2 暫定措置としての電子監視によるストーカー被害者保護制度

ソウルでのストーカー被害者殺人事件等を受け、2023年7月11日の電子装置装着法改正により、ストーキング犯罪が電子監視（電子装置装着命令及び仮釈放・執行猶予に対する電子装置装着）の対象になり、同時に行われたストーキング犯罪処罰法の改正により、ストーキング行為者（ストーキング犯罪者ではない）に対する裁判所による暫定措置としての電子装置装着制度が導入され、2024年1月12日から施行されている。従来の電子監視を用いた被害者保護制度は、加害者が裁判所から電子装置装着命令を受けた者（執行猶予を含む）や仮釈放・仮終了で電子監視の対象になっている場合に限られていたが、ストーキング犯罪がこの対象に含まれるとともに、ストーキング犯罪処罰法により裁判所により電子監視の暫定措置が決定された者に対しても電子装置装着命令が可能となった（ストーキング犯罪処罰法第9条第1項第3号の2、電子装置装着法第5章の2）。

後者は、ストーキング行為という犯罪には当たらない時点での電子監視を認めるものであるため、従来の特定犯罪に対する装着命令等と違って保安処分ではなく、裁判所が命じるの司法処分的一种となる。期間は原則3月であるが、必要がある場合、2回各3月の延長が可能であり、最長9月となる。第II章で説明した暫定措置の接近禁止と併せて言渡しがなされる。

---

34) 制度施行直前の時点で、電子監視対象者3,093名中、被害者への接近禁止の遵守事項が付されている者は1,226名（39.6%）であったとされる。법무부·전계 (33) 1면.

### 3 被害者保護システム

電子装置の装着は、保護観察所において保護観察官が行う（電子装置装着法第 31 条の 6）。被害者に対しても、保護装置の貸し出し又はスマホアプリの提供が行われる。被害者に支給される被害者保護装置は、当初、スマートウォッチ型のもが開発されたが、その後、携帯の利便性を高めるとともに、保護対象者であることがわからないようにするため、ネックレス型や鞆保管型などの多様な装置を開発する予定とされたが、最終的に鞆の中に入れる携帯型となった。しかし、2024 年からスマホ用のアプリが開発され、特別な機器を携帯せずとも、被害者が通常携帯しているアプリで位置情報を把握する方法に徐々に切り替えられている。

電子監視を行う位置追跡管制センターにおいて、被処分者（ストーキング行為者を含む）の位置と被害者との距離が常時計測されている。被害者の位置情報は、プライバシー保護のため、センターの地図情報には表示されない。もし、電子装置装着命令対象者が被害者の 2 キロ以内に接近した場合、位置追跡管制センターの命令対象者の位置がモニターの地図上で警戒色に変わり、警報が出る。すると、それまで表示されていなかった被害者の位置もモニター上の地図に表示される。そして、対象者が更に一定の距離（非公開情報）以内に接近すると、警察にメッセージが自動送信され、その後、一定の距離毎に位置情報が自動的に送られるようになっている。

また被害者にもメッセージが自動送信され、被処分者の位置情報と警察に既に通報が行われている事実が知らされる<sup>35)</sup>。その後も、一定の距離毎（これも非公開情報）にメッセージが自動送信され、裁判所が定めた距離以内に対象者が接近すると保護観察官又は警察官が出勤し、被害者を保護するとともに、事実確認を行い、故意に接近していた場合、被処分者の身柄を確保する。ストーカーによる暫定措置としての電子装置装着命令を受けている者は保安処分や刑罰を受けているわけではないので、保護観察所のチームではなく、警察官が出勤する。

韓国法務省が公表した資料によれば、制度施行後約 4 か月後の 2024 年 4 月末時点で電子監視被害者保護システムの対象者は、性犯罪等の被害者が

46名、ストーキング被害者が30名の計76名であったとされる<sup>36)</sup>。4か月の間に現場出動が必要だった事案が性犯罪被害者等288件、ストーキング被害者202件の計490件であったが、実際に被害者に危害が加えられた事案や被害者に接触に成功した事案はなかったという。一方、被害者に対し通知(メッセージ情報送信)が行われたのは、性犯罪等被害者が232件、ストーキング被害者が1,776件であったとされる<sup>37)</sup>。

ストーキング行為に対する暫定措置の電子監視は2024年1月から施行されたばかりであるので、公式統計は未公表であるが、国会議員が政府から提供を受けたという情報によると、暫定措置の被害者への接近禁止の警察による申請件数は6,176件、留置の暫定措置申請件数が692件であるのに対し、電子装置装着の申請件数は182件であったとされる<sup>38)</sup>。しかし、裁判所の暫定措置率が留置で54.6%であるのに対し、電子装置装着の措置率は94.4%

---

35) 当初は、被害者に対象者接近の事実を先に知らせると無用な恐怖を与えることになるので、被害者への通知は行われていなかったが、2024年1月12日から、被害者保護システムの強化が図られ、電子装着命令対象者が被害者に一定の距離にまで接近した場合、被害者に接近に関する文字メッセージが送られるようになっている。政府の公式電子情報ネットによると、次のようなメッセージが被害者に通知されるという。「[Web 発信] 法務省ストーキング暫定措置電子監督接近情報案内 現在、暫定措置対象者があなたと268メートル以内の距離に位置しています。法務省では、関連情報を112状況室に通報しました。112状況室とは警察の通報番号である。また、接近が解消されたときは、「[Web 発信] 暫定措置対象者の接近状況が解除されました。」というメッセージが送られる。대한민국정책브리핑, '스토커' 접근시 위치정보 실시간 감독... 피해자 안정에 기여" (2025.03.17).

36) 법무부, 보도자료 - 강화된 '전자감독 피해자 보호시스템' 운영, 시행 후 4개월간 위태 (危害) 사례 0건 (2024.5.9).

37) 政府の公式情報ネットによれば、制度施行後1年間のストーキング行為者の接近警報が4,976件、被害者への通知が1万1,465件だったとされる。대한민국정책브리핑 · 전개 (35)。

38) 경찰뉴스 24, 법원 승인율 94.4% 인데 경찰 신청률은 2.7%... 스토커 가해자 전자발찌 도입에도 활용 안하는 경찰 (2024.10.11). 裁判所に対し暫定措置を「請求」するのは検察官の権限であり、警察は検察官に暫定措置の「申請」をするが、ここでは検察官による請求率等の情報は示されていない。

と非常に高くなっているとされる<sup>39)</sup>。

こうしたストーキング行為者に対する暫定措置としての電子装置装着に対しては、被害者保護の効果を肯定的に捉える意見がある一方、ストーキング行為者の突発的行動に対する警察の対応の限界、暫定措置の申請・請求から決定までの空白期間、警察の出動の負担といった実効性に対する疑問のほか、社会復帰に対する（本人への）悪影響を指摘する向きもある<sup>40)</sup>。

## V ストーカーと犯罪被害者の安全確保の必要性と課題

### 1 我が国の現状と問題

既述の通り、韓国では、ストーキングや犯罪の加害者から被害者を守るための電子監視制度を導入している。これに対し、我が国では、ストーカー規制法を制定し、公安委員会や警察が禁止命令を発することができるようにしているものの、加害者による被害者への接近禁止を担保する手段がなく、禁止命令違反が犯罪として処罰されることによる心理的な抑止効果に依存している状況である。そのため、後先を考えないストーカーや相手を殺して自分も死のうと考えている破滅型のストーカーには効果は期待できない。被害者が殺害されてから、加害者に禁止命令違反の罪を問うても何の意味もない。

被害者は、自宅、学校、職場とあらゆる場所で、いつストーカーが現れるか、常に恐れ慄きながらの生活を強いられ、気の休まるときがない。たとえ、転居をし、名前を変えたとしても、逗子のストーカー殺人事件のように、探し出されて、殺されてしまう場合もある。仕事や学校、家族の都合で転居や転職をすることができない場合もある。そもそも、そうした負担を被害者が負わなければならないのも理不尽である。一方のストーカーは、自分で行動

39) しかし、大検察庁のストーキング犯罪による調査報告書では、制度施行から約4か月の間に警察が検察官に126件の申請をし、検察官が裁判所に107件の請求をした結果、裁判所が暫定措置を承認したのは42件と、認容率は33%と他の暫定措置に比べ低いとされている。이승현 = 김민규·전계 (21) 38면.

40) 이승현 = 김민규·전계 (21) 143-145면.

を決められるのであるから、自由気ままに生活を送ることができる<sup>41)</sup>。こうした恐怖や理不尽さは、実際に被害を体験した者でなければ、なかなか理解されない。

こうした問題は、ストーカーの禁止命令やDVの保護命令だけでなく、執行猶予や仮釈放の保護観察対象者にも妥当する。保護観察では、対象者が元の被害者等に不当な接近や再加害をする虞がある場合、被害者への接近を禁ずる特別遵守事項を設定することが多い。しかし、この接近禁止の遵守事項も、禁止命令同様、何ら接近の阻止を担保する仕組みがない。遵守事項の違反は仮釈放や執行猶予といった原処分取消しに繋がり得るが、確信犯や破滅型の対象者には何等の意味もなさない。元加害者による報復や再加害の危険性というのは外部からは判断が困難であり、まして被害者は何の情報も提供されていないことから、加害者の釈放に怯える被害者は少なくない。仮釈放者の生活環境調整において、受刑者の社会復帰という理由から被害者の居住地域の近くに帰宅させる場合があることから<sup>42)</sup>、被害者の不安や恐怖は更に著しいものになる。

## 2 被害者の安全確保のための電子監視の必要性

そこで、韓国のように、被害者の安全を確保するために、ストーカーや犯罪者と被害者の双方をGPSにより電子監視を行うことで、加害者が被害者へ接近することを探知したり、阻止したりする制度を導入することが一案として考えられる。しかし、そもそも我が国には韓国のような法律や裁判所の判決に基づいて犯罪者の電子監視を行う制度がない。

ただ、2023年の刑事訴訟法等の一部改正で、保釈を許す場合、被告人が

---

41) ストーカーもまた精神的に苦しんでいるとされ、カウンセリングや支援が必要と言われるが、被害者の苦しみの前では関係がない。

42) 近年問題になった例として、殺人犯の元少年が仮釈放後に被害者遺族の近隣に帰宅し、遺族が偶然元少年を近隣で見掛けるという事案が起り、遺族は法務大臣に意見書を提出している。事件と経緯については、寺輪悟「あなたが突然、犯罪被害者遺族になったら……」令和5年度「犯罪被害者週間」中央イベント基調講演。

国外に逃亡することを防止するために被告人に位置測定端末、即ち電子監視装置を身体に装着することを裁判所が命じる制度が導入され、2028 年から施行される予定である。しかし、この制度は、公判への出頭を確保することで刑事裁判の確実な実現を図ることが目的であり、被害者等への接触を防止するなどして被害者の安全を確保するための位置測定端末の装着は認められていない。

法律上は、被告人が被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足る相当な理由があるとき、裁判所は保釈を認めないことができ（刑訴法第 89 条第 5 号）、被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したときに裁判所は保釈を取り消すこともできる（第 96 条第 1 項第 4 号）。しかし、これらの規定も、あくまで一次的には罪証隠滅を防ぎ公正な刑事裁判を実現するためのものであって、被害者の保護は、せいぜいその結果として保護の対象となるというに過ぎず、被害者保護を直接の目的としたものではない。GPS 保釈について審議した法制審議会では、被害者や証人への接近禁止を防止するための位置測定端末の装着も認めるべきとの意見も提示されたが<sup>43)</sup>、実現しなかった<sup>44)</sup>。

確かに、適正な刑事裁判の実現も重要であるし、位置端末装置の装着により保釈が拡大することによる被告人の不利益を軽減することにも意義がある

---

43) 法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第 5 回会議（2020 年 10 月 14 日）議事録での天野康代委員（弁護士）、高井康行委員（弁護士、元検事）、角田正紀委員（大学教授、元判事）、佐藤隆之委員（大学教授）の見解、第 8 回会議（2020 年 12 月 23 日）議事録での天野委員、高井委員の意見。但し、角田委員は、被害者まで GPS をもつのはプライバシーや尊厳の侵害の面で必要最小限の利用に反するとして消極的である。笹倉宏紀幹事（大学教授）は、位置情報がわかっては被告人の目的は不明である、被害者に接近した場合でも被害者がどうすればいいのかわからない、被告人と被害者の生活圈が重なっている場合には立入禁止区域の設定が難しい、転居した被害者の転居先が被告人に知られる危険性があるなどの理由から消極論を唱える。このほか、積極意見として、第 9 回会議（2021 年 2 月 22 日）議事録での天野委員、高井委員の意見、第 14 回会議（2021 年 10 月 8 日）の天野委員の意見。

が、恐怖と不安に駆られている被害者の安心と安全を確保することの重要性がそれに劣るとも思えない。実務でも、被害者や事件関係者への接近を事由とする保釈の取消しが最も多くなっている<sup>45)</sup>。近年の勾留率の低下と保釈率の上昇は<sup>46)</sup>被告人の権利制約という点からは望ましいものであろうが、その一方で、被害者がいる社会に被告人が戻ることが多くなっているわけであるから、危害や報復の危険性という問題に止まらず、被害者の不安や生活の安定という観点からは憂慮すべき点があることも見過ごすべきではない。

このことは、ストーカーや保護観察対象者にも当てはまる。保釈の場合、被害者等に害を加えたり、畏怖させたりする被告人には認められないため、一般に被害者に危害を加える危険性はある程度低いと考えられるのに対し、保護観察で被害者への接近禁止を特別遵守事項に設定された者やストーカー規制法に基づいて接近禁止命令が出された者については、接近の危険性が高いからこそ、そうした遵守事項や命令が出されているのである。仮釈放においても、悔悟の情や改悛の状があることと再犯のおそれがないことが許可基準となっていることから、被害者への再加害に及ぶおそれがないことは一応推定されるし、全部執行猶予も犯罪後の状況を含む情状が考慮されての判決で

---

44) その理由として、「我が国において GPS 技術を活用して保釈中の被告人の逃亡を防止する制度は初めて導入するものであるところ、制度として信頼のおけるものとなり、定着していくものとするためには、最初の導入が円滑になされることが重要であり、そのような観点からは、保釈される者全員が対象となり得るような制度として導入し、運用に混乱が生じる事態となるようなことは避けるべきであり、導入に当たっては、その対象者は、特に活用の必要性が高く、効果的な活用方法も明らかで、運用に伴う困難も少ないと考えられる範囲に限るのが適切ではないか、そのような対象者としては、まずは国外逃亡の防止のため GPS 端末の装着が必要となる者が考えられるのではないかといたした御意見もあったところであり、制度の導入に当たっては、後者の考え方に基づいて、対象者を制限することが適切ではないかと考えられた」とされる。法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第 12 回会議（2021 年 7 月 29 日）議事録。

45) 法制審議会刑事法（逃亡防止関係）部会第 5 回会議（2020 年 10 月 14 日）配付資料・通常第一審終局前の保釈取消人員に係る保釈取消事由（全地方・簡易裁判所）。

46) 法務総合研究所『令和 6 年版犯罪白書』（2024）54 頁。

はある。しかし、仮釈放や全部執行猶予者の取消率を考えれば、再犯のおそれはないとは言えないし、実際の危険性の評価は難しい。少なくとも被害者は、報復や接触のおそれがあるかどうかは知る由もないのであるから、毎日、その恐怖や不安に苛まれての生活を余儀なくされる。子どもを対象とした事件や性犯罪も含め、被害者やその家族は不安を抱えながらの生活となる。釈放された犯罪者と被害者の生活圏が重なるなどということは、本来、あってはいけないことであるが、実務ではその可能性があるような場所に受刑者等を帰住させることがあるのであるから、被害者のための安全策を講じないとするのは妥当でない。

少なくとも仮釈放者や執行猶予者は、犯罪事実が認定され、刑を科され、本来は刑事施設に拘置されるべき者であるから、これを社会に戻す場合、本人の社会復帰やプライバシーの制約を考えても、被害者の安全と安心を確保する利益が優先する場合はあろう。実際、刑事施設から外部通勤や外出・外泊を行う場合の位置追跡装置の装着は法令で認められている（刑事施設及び被收容者の処遇に関する規則 57 条の 2、65 条の 2）。そこで、執行猶予者（全部も一部も）や仮釈放となる受刑者のうちで被害者への接近禁止を遵守事項とする場合のうち、その実効性を担保する必要性が高い者については GPS による電子監視を認めてもよいであろう。

### 3 被害者安全確保のための電子監視（位置測定装置の装着）の対象

具体的な方法としては、被害者への接近禁止と並んで、保護観察における特別遵守事項として GPS による電子監視（位置測定装置の装着）を設定することが考えられる。特別遵守事項は、更生保護法上、例示列举であって、特に法律に例示されていない特別遵守事項でも設定することができる。被害者への接近禁止も、依命通達に標準設定項目として設定されているに過ぎない<sup>47)</sup>。しかし、対象者の位置情報はプライバシーに深く関わるものであることから、更生保護法に、被害者への接近禁止とともに、位置測定端末を身体に装着する旨の遵守事項を規定しておくことが望ましい。そのうえで、接近禁止の特別遵守事項を設定する者のうち、特にその虞が強く推定される者

に対し、併せて位置測定端末の装着を特別遵守事項として設定するのである。

こうした特別遵守事項を、仮釈放や執行猶予の保護観察に限定するか、保護観察処分少年や少年院仮退院者にも適用するかは、なお検討を要しよう。被害者への接近禁止の特別遵守事項は少年院仮退院者にも設定されており、被害者保護という目的に鑑みた場合、少年を対象外とすることは絶対に許されないということにはならないであろうが、少年の更生への影響をどう考えるかである。因みに、韓国では、以前、19歳未満（未成年）の者には電子装置装着命令はできないものとされていたが、2009年の改正で改められ、命令の言渡しは19歳未満でも可能となったが、執行は19歳になってからとされている。

保釈における位置測定装置の装着についても、今回は立法政策的な観点から海外への逃亡防止の場合にのみに限られたが、これを将来、被害者への不当な接触防止の場合にまで拡大することは検討に値する。

難しいのは、ストーカー規制法による禁止命令である。禁止命令の要件はつきまとい等であるため、犯罪行為ではないうえ、我が国の禁止命令は、裁判所ではなく、行政機関が出す行政命令である。

ここが、ストーカーに対する暫定命令（禁止命令）は裁判所が出す司法処分である韓国など諸外国と異なるところである。被害者の安全確保の要請が高いとはいえ、この壁は非常に高い。その意味では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による保護命令としての接近禁止命令であれば、位置測定装置装着の導入に対する障壁は相対的に低い。我が国の場合、つきまとい等の行為者の中には配偶者や元配偶者の場合がかなり含まれ

---

47) 保護処分又は有罪判決の理由となった犯罪行為の被害者等との接触の禁止として、「被害者等に一切接触しないこと」、「被害者等に直接会わないこと」、「被害者等の身辺につきまといわれないこと」、「被害者等の自宅や職場付近をはいかないこと」が特別遵守事項の標準設定項目の例とされている。これ以外にも、「他人の身辺につきまといわれないこと」という設定項目もある。「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について（依命通達）」平成20年5月9日保観325号矯正局長・保護局長依命通達。

ているから<sup>48)</sup>、もしこちらの方で電子監視ができれば、ストーカーのうちの一定の場合はカバーできる。

しかしながら、今更、ストーカー規制法の禁止命令を裁判所が出すように制度改正することは、事実上、困難であるし、禁止命令発付の迅速性に欠けるおそれもある。そこで、公安委員会や警察から禁止命令が発出されている場合、被害者がつきまとい等をした者から生命や心身に重大な危害を受けるおそれが著しく大きいとき、或いは禁止命令に違反し、その違反罪に対し起訴猶予や単純全部執行猶予、罰金となる場合ときは<sup>49)</sup>、被害者からの申立てにより、裁判所が位置測定装置の装着を命じる制度を設ける方法が考えられる。しかし、これも大改正になることに変わりはない。

#### 4 被害者安全確保のための電子監視の課題

仮に上記のような被害者の安全確保のための電子監視の法整備が可能であるとしても、検討しなければならない実務上の課題も多い。

まず、こうした電子監視のシステム構築が大きな課題となる。韓国でも被害者保護のための電子監視の前提として、既に性犯罪者等に対する電子監視のための位置追跡管制センターを含む電子監視のシステムが構築されている。日本は、現時点でこうした制度がないため、インフラの整備が必要となる。ただ、日本でも、現在、保釈対象者の電子監視のためのシステム構築が裁判所で進められていることから、こうしたシステムを基盤として、システムを新たに構築することはできるであろう。

---

48) 警察庁生活安全局人身安全・少年課＝刑事局捜査第1課・前掲注(3)2頁。ストーカーの相談件数の内訳であるが、加害者と被害者に婚姻関係(内縁、元も含む)がある場合は6.8%である。

49) 禁止命令違反罪に対し、拘禁刑の保護観察付執行猶予が科されるときや、拘禁刑の実刑となって仮釈放となる場合は、保護観察が行われるため、保護観察の特別遵守事項として電子監視を設定することはできる。ただ、拘禁刑の実刑で満期釈放となるときに、被害者からの申出があるとき、又は職権で禁止命令を行う場合には、裁判所に位置測定装置装着命令を請求できるようにすることは考えられる。

ただ、韓国の制度改正の経緯を見てもわかるように、被害者を犯罪者やストーカーから保護するためには、単に被害者の住居や学校、職場等への接近を防ぐだけでは不十分であり、外出中の被害者の位置情報を取得して、犯罪者等からの接近を防ぐ必要があり、そのためには被害者に位置測定装置を携行してもらう必要がある。しかし、こうした機器は、携行を忘れる可能性があるほか、保護の対象となっていること他人に知られる可能性があるため、韓国のようにスマホにアプリを組み込む方法が望ましい。

しかも、被害者の位置情報というプライバシーを最大限配慮するためには、常時、位置情報を視認するアクティブ方式ではなく、韓国の被害者保護のための電子監視のように、加害者が被害者に一定の距離圏内に接近した場合のみ、位置情報が表示されるハイブリッド方式である必要があるであろう。保釈対象者の電子監視がどのような方式になるかわからないが、外国への逃亡防止という限られた目的であれば、アクティブ方式でなくとも空港や港湾地区に接近した場合のみ表示、位置情報を視認できるハイブリッド方式になることも予想される。

意図的にせよ、偶然にせよ、電子監視対象者が被害者に接近した場合の対応方法も課題である。韓国では、被害者に自動的にメッセージ通信が行われ、警察官又は保護観察官（電子監視対象者の処分内容に拠る）も現場に急行するほか、地方自治体等が設置している防犯カメラによる確認が行われる。日本はここまでの体制を整備することはできないであろうが、位置追跡管制センターが接近時の地図情報を確認し、被害者と対象者のそれぞれにスマホを通じて指示を出すことはできるであろう。特別遵守事項の接近禁止や対面禁止、ストーカー規制法の接近禁止は、被害者の視界に入る距離に近づくことであろうが、ストーカーの禁止命令やDVの接近禁止命令が禁ずるつきまとい等は、住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所若しくは通常所在する場所をはいかいしないことが含まれていることから<sup>50)</sup>、この視界に入る距離圏よりやや広い距離を警戒区域とすることになろう。

## VI 制度に向けた議論の必要性

被害者保護のためとはいえ、電子監視には多くの法的問題があることは確かである。しかし、遵守事項にせよ、接近禁止命令にせよ、被害者が不安と恐怖に怯えながらの生活を余儀なくされているという現実を放置することも適当とは思えない。ましてや、実際にストーカーに殺害されてしまう事件も発生しているし、禁止命令違反のケースも多い。被害者が殺されてしまったから、加害者を問責しても手遅れである。被害者の不安や恐怖をよそに、禁止命令や遵守事項さえ出しておけば十分なのか、被害者の安全や安心をどのように確保したら良いのかをきちんと議論する必要はあろう。

### [補足]

脱稿後の 2025 年 12 月 2 日、韓国国会で議員立法である電子装置装着法の一部改正法が成立し（現時点で未公布）、これまで法律上の根拠規定がなかった、電子監視対象者（刑の執行終了者、仮釈放者、執行猶予者並びにストーキング行為者に対する暫定措置対象者）が、被害者等特定人への接近禁止遵守事項に違反し、又は違反する恐れが著しく、被害者等特定人の保護のため必要な場合、ストーキング行為者の暫定措置の場合は接近禁止や禁止事項に違反した場合、被害者等にその事実を通知することができるという規定と、電子監視の受信資料を提供された者が本来の目的外に正当な事由なく資料を第三者に漏泄し、又は不当に利用したときの罰則規定が設けられた。

また、国会法政司法委員会が行った検討資料において、電子監視被害者保護システムの対象者数（本文 26 頁）の新しいデータが公表されている。それによると、2025 年 1 月から 9 月までの対象者が、特定犯罪（性犯罪等）の被害者が 103 名、ストーキング行為の被害者が 164 名となっている。법제사법위원회, 전자장치 부착등에 관한 법률 일부개정 법률안 검토보고 2025 年 11 월.

---

50) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の場合、「被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかい」することが禁止される（10 条 1 項）。